

**京都きもの友禅友の会の契約約款〈会則〉
を十分お読みいただいた上お申込ください。**

入会者は、本契約約款〈会則〉を受領した日を含む8日間は、第1条に規定する「株式会社京都きもの友禅友の会」宛に書面にて通知することによりこの入会の撤回を行うことができ、その効果は書面（ハガキ、封書）を発送した時から生じます。

京都きもの友禅友の会の契約約款〈会則〉

株式会社京都きもの友禅友の会

第1条 名称等

本会の名称は京都きもの友禅友の会と称します。
本会は、東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号所在の株式会社京都きもの友禅友の会が運営いたします。

第2条 目的

本会は、京都きもの友禅株式会社をご愛顧くださる日本国内居住の個人の会員によって組織され、お買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 特典

- (1) 会員は本会が定める特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加いただけます。
- (2) 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金を払い込みいただいた会員ご本人に限ります。

第4条 入会、積立方法及び領収書の発行

- (1) 本会へ入会ご希望のお客様は、所定の入会申込書をご記入いただき、本会が入会を認めたとときに入会及び契約成立とします。
- (2) 契約成立とともに下表に記載されている内容に基づきお積立いただきます。
なお、積立途中でのコース変更及び1口の契約金額の変更はできません。

| コース | 積立金総額 | 毎月の積立金 | 積立の期間及び回数 | 払込方法 | 払込期限 |
|-----|----------|---------|-----------|--------|-------|
| A | 72,000円 | 3,000円 | 24ヶ月 24回 | 預金口座振替 | 毎月27日 |
| B | 120,000円 | 5,000円 | 24ヶ月 24回 | | |
| C | 240,000円 | 10,000円 | 24ヶ月 24回 | | |
| D | 36,000円 | 3,000円 | 12ヶ月 12回 | | |
| E | 60,000円 | 5,000円 | 12ヶ月 12回 | | |
| F | 120,000円 | 10,000円 | 12ヶ月 12回 | | |
| G | 240,000円 | 20,000円 | 12ヶ月 12回 | | |
| H | 480,000円 | 20,000円 | 24ヶ月 24回 | | |

- (3) 払込方法は預金口座振替とし、通帳記帳をもって領収書に代えさせていただきます。
- (4) 金融機関等への預金と異なり、払い込みいただいた積立金に、利息は発生いたしません。

第5条 契約約款〈会則〉の交付・再交付

- (1) 本会は、入会申込みの際に、この契約約款〈会則〉を入会ご希望のお客様に書面により交付します。この契約約款〈会則〉は、契約条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。
- (2) この契約約款〈会則〉を紛失された場合には、申し出により、所定の手続きを行い、速やかにこの契約約款〈会則〉を再交付いたします。なお、契約約款〈会則〉は、インターネットにより当社ホームページでも確認できます。

第6条 会員証

- (1) 契約成立により会員となられた方には会員証をお渡しします。会員証は、このカード1枚で会員証及び商品等とお引き換えのできるお買物カードとしてご利用いただけます。
会員証の発行は1契約につき1枚です。満期後、改めて継続入会いただいた際も、新たな会員証が発行されます。

解約の際及びお買物カードの残高が0円になった場合は、会員証をご返却ください。

なお、お渡しした会員証は他人への譲渡はできません。また、商品等に引き換えの際及び各種特典をお受けになる際並びに各種手続をする際等に必要となりますので、盗難・紛失等に十分ご注意の上大切に保管してください。

- (2) 会員証の紛失、盗難又は破損の場合には、速やかに本会及び所轄の警察署へお申し出ください。所定の手続きにより、会員証を再発行いたします。その場合、再発行手数料は無料といたします。なお、再発行時に旧会員証は無効とします。

第7条 本人確認

各種手続において、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの（運転免許証・健康保険証・パスポート等）の提示を求めることがあります。

第8条 住所変更等の届け出

入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。

この届け出がない場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。

また、上記変更について本会に届け出がない場合には、お買物カードとしてのご利用等所定の手続きができない場合もありますのでご注意ください。

第9条 積立金完納とお買物カードとしてのご利用等

- (1) 積立金の完納は、第4条の表に記載する毎月の積立金を積立期間の最終月まで毎月継続して積立金総額に至るまでお払い込みになることを言い、満期は、最終の払い込み期限とします。
満期時において積立金総額に満たなかった場合は、積立金総額に達した時点を通期とします。積立金完納及び満期後、満期のご案内を郵送にて行います。

(a) 新規入会のお客様が満期を迎えた場合

(i) Aコースの場合

積立総額 72,000円にボーナス7,200円を加えた合計79,200円相当のお買物額

(ii) Bコースの場合

積立総額120,000円にボーナス12,000円を加えた合計132,000円相当のお買物額

(iii) Cコースの場合

積立総額240,000円にボーナス24,000円を加えた合計264,000円相当のお買物額

(iv) Dコースの場合

積立総額36,000円にボーナス3,600円を加えた合計39,600円相当のお買物額

(v) Eコースの場合

積立総額 60,000円にボーナス6,000円を加えた合計66,000円相当のお買物額

(vi) Fコースの場合

積立総額120,000円にボーナス12,000円を加えた合計132,000円相当のお買物額

(vii) Gコースの場合

積立総額240,000円にボーナス24,000円を加えた合計264,000円相当のお買物額

(viii) Hコースの場合

積立総額480,000円にボーナス48,000円を加えた合計528,000円相当のお買物額

- (2) 積立途中であっても積立済み額に10%のボーナスを加算した金額をお買物カードとしてご利用いただけます。

この場合、ご利用いただいた月を最終払込とし、次回以降の積立は終了いたします。

- (3) 満期後、改めて入会していただくことを継続入会と言い、継続入会のお客様が、満期後お買物カードとしてご利用いただける金額は下記の通りです。

積立途中でご利用のお客様が改めて入会した場合は新規入会扱いとなります。

- (b) 満期後、継続入会のお客様が満期を迎えた場合
- (j) A コースの場合
積立総額 72,000円にボーナス8,640円を加えた合計80,640円相当のお買物額
- (k) B コースの場合
積立総額120,000円にボーナス14,400円を加えた合計134,400円相当のお買物額
- (l) C コースの場合
積立総額240,000円にボーナス28,800円を加えた合計268,800円相当のお買物額
- (m) D コースの場合
積立総額 36,000円にボーナス4,320円を加えた合計40,320円相当のお買物額
- (n) E コースの場合
積立総額 60,000円にボーナス7,200円を加えた合計67,200円相当のお買物額
- (o) F コースの場合
積立総額120,000円にボーナス14,400円を加えた合計134,400円相当のお買物額
- (p) G コースの場合
積立総額240,000円にボーナス28,800円を加えた合計268,800円相当のお買物額
- (q) H コースの場合
積立総額480,000円にボーナス57,600円を加えた合計537,600円相当のお買物額
- (4) お買物カードとしてのご利用には、特に手続は不要です。積立金完納及び満期後1ヶ月以内の一定日以後にご利用可能となります。このお買物カードとしてのご利用はご本人に限ります。

第10条 商品引き換え等

お買物カードをご提示いただければ、京都市の友禪株式会社における取扱商品のうち、お買物カードのお買物可能金額から商品等をお引き換えになられた残高の範囲内で商品等と引き換えます。但し、仕立代・加工代のみでのご利用、レンタル利用料、式場紹介料、その他特に指定するものは除かせていただきます。詳細については窓口にお問合せください。

お買物カードのお買物可能残額はお買上のレシートに記載されるほか、友の会窓口にお問合せいただくか、各店舗でも確認できます。

第11条 個人情報の利用等

- (1) 本会は、本約款に基づき、商品の売上の取次ぎ業務及び会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の個人情報（入会の際に届け出いただいた氏名、住所、電話番号、契約コース名、前受金残高、お買物カードの利用状況等に関する情報、これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。）を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。
- (2) 本会と個人情報の提供に関する契約を締結した京都市の友禪関連グループ各社は、会員あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用いたします。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。
- (3) 会員は本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するよう求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。また、個人情報保護法上の手続違反があった場合には、利用停止を求めることができます。
- (4) 各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の

申し出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合せは、下記の当社「お客様相談窓口」までお願いします。

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-1
個人情報に関する「お客様相談窓口」
TEL 0120-013-541

第12条 解約等

- (1) この契約は、会員の申し出により、解約することができます。
- (2) 本会は会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。
- (イ) 第1回以降の積立金のお払い込みについて、本会の定める期間（払込期日より1ヶ月）を超えて遅滞されたため本会より20日以上相当の期間を定めお払い込みを書面にて催告したにもかかわらず、その期間内に払い込みいただけなかったとき
- (ロ) 入会申込書その他の届け出に虚偽の記載があったとき
- (ハ) この契約約款（会則）のいずれかに違反されたとき
- (ニ) 暴力団、総会屋等又はこれらに準じる反社会的勢力の構成員若しくは準構成員である等の関わり合いが判明したとき
- (3) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消その他本会の責に帰すべき事由により、入会の目的を達することが不可能になった場合には、この契約を解約することができます。
- (4) 解約手続は、ご本人確認のため、原則としてご入会の友の会窓口にて行います。その際には会員証が必要となります。

第13条 解約に伴う積立金の精算

- (1) この契約が前条(1)又は(2)により解約された場合、会員は(1)の解約の申し出の日又は(2)の催告期間の終了の日から45日以内（この項においては「解約精算期間」といいます）に、次の(イ)又は(ロ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。
- なお、既に払い込みいただいた積立金の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとします。

- (イ) 積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金に相当する額の現金
- (ロ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物カード残高から特典相当額を差し引いた額の現金（なお、この場合、会員は、特典の利益を享受していただけないこととなりますので、ご了承ください。）
- (2) この契約が前条(3)により解約された場合、会員は、次の(イ)又は(ロ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。
- (イ) 積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金
- (ロ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物カード残高、及びその残高から特典相当額を差し引いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金

第14条 営業保証金及び前受金保全措置等

(1) 本会は、割賦販売法に基づき、会員が払い込みいただいた積立金及び契約金額に相当する商品等に引き換えされていないお買物カードの合計額の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関と営業保証金及び前受業務保証金の供託により前受金保全措置を講じています。

営業保証金及び前受業務保証金
東京法務局
東京都千代田区九段南 1-1-15

ただし、上記機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口まで直接お問合せください。

(2) 本会が倒産、破産等により前条(2)の支払が不能となった場合に、会員は、既に払い込みいただいた積立金又は商品等にお引き換えされていないお買物カードの額について、割賦販売法に基づき、(1)に規定する営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第15条 営業地域

本会の営業地域は次のとおりとします。

北海道、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県

第16条 友の会に関するご相談窓口

本会に関するお問合せ、苦情等はご入会された下記の窓口にて承ります。

札幌店 札幌市中央区北4条西5-1
TEL 011-210-9191

盛岡店 盛岡市盛岡駅前北通1-10
TEL 019-605-9191

仙台店 仙台市青葉区中央3-1-22
TEL 022-263-9191

郡山店 郡山市中町12-2
TEL 024-991-9191

宇都宮店 宇都宮市馬場通4-1-1
TEL 028-600-4141

高崎店 高崎市栄町3-23
TEL 027-310-6161

水戸店 水戸市泉町1-2-1
TEL 029-232-9991

越谷店 越谷市弥生町17-1
TEL 048-969-1919

大宮店 さいたま市大宮区桜木町1-9-4
TEL 048-643-9191

川越店 川越市脇田本町1-2
TEL 049-220-9191

所沢店 所沢市日吉町15-14
TEL 04-2929-5858

千葉店 千葉市中央区富士見2-3-1
TEL 043-227-9191

船橋店 船橋市本町5-4-2
TEL 047-426-9191

松戸店 松戸市松戸1307-1
TEL 047-703-6161

柏店 柏市柏1-2-38
TEL 04-7163-9991

銀座店 東京都中央区銀座1-8-19
TEL 03-3538-9262

東京本館 東京都中央区日本橋本町4-8-15
TEL 03-3548-9191

池袋店 東京都豊島区東池袋3-1-3
TEL 03-5951-9191

新宿店 東京都新宿区西新宿1-6-1
TEL 03-5320-9191

渋谷店 東京都渋谷区渋谷1-15-21
TEL 03-5774-9191

町田店 町田市原町田4-9-8
TEL 042-723-9191

八王子店 八王子市明神町3-20-6
TEL 042-644-9191

立川店 立川市曙町2-36-2
TEL 042-526-9191

横浜店 横浜市神奈川区金港町1-10
TEL 045-450-8989

横浜みなとみらい店 横浜市西区みなとみらい2-3-1
TEL 045-224-5866

川崎店 川崎市川崎区駅前本町26-4
TEL 044-233-9191

厚木店 厚木市中町3-11-20
TEL 046-223-6161

長野店 長野市南千歳町826
TEL 026-267-7171

新潟店 新潟市中央区万代4-4-27
TEL 025-248-9991

富山店 富山市牛島新町5-5
TEL 076-439-9191

金沢店 金沢市彦三町2-1-45
TEL 076-233-9191

静岡店 静岡市葵区御幸町11-30
TEL 054-254-9191

浜松店 浜松市中区鍛冶町140
TEL 053-458-9191

沼津店 沼津市大手町1-1-6
TEL 055-954-3355

岡崎店 岡崎市上明大寺町2-1
TEL 0564-87-9191

名古屋店 名古屋市中区栄2-1-1
TEL 052-221-9991

岐阜店 岐阜市吉野町6-6
TEL 058-263-9991

四日市店 四日市市安島1-2-25
TEL 059-350-3991

京都店 京都市下京区東塩小路町717-2
TEL 075-341-9191

梅田店 大阪市北区芝田1-1-4
TEL 06-6377-9910

なんば店 大阪市中央区難波2-2-3
TEL 06-6214-9191

神戸店 神戸市中央区雲井通7-1-1
TEL 078-291-9191

姫路店 姫路市白銀町24
TEL 079-289-9991

岡山店 岡山市北区下石井1-1-3
TEL 086-233-9191

広島店 広島市中区鞆町13-11
TEL 082-224-6161

高 松 店 高松市寿町 2-3-11
TEL 087-811-1919

天 神 店 福岡市中央区天神 1-12-7
TEL 092-715-9191

小 倉 店 北九州市小倉北区浅野 2-14-1
TEL 093-512-9991

久 留 米 店 久留米市天神町 6
TEL 0942-36-9191

熊 本 店 熊本市中央区花畑町 1-7
TEL 096-211-9991

京都きもの友禅事務所
東京都中央区日本橋大伝馬町 14-1
TEL 03-3639-9191

許可番号、経済産業大臣許可、友第3038号
この契約約款は、平成30年9月29日から適用します。